

## 学校において予防すべき感染症と出席停止について

広島県立賀茂高等学校

学校においては、学校保健安全法第19条及び広島県立高等学校学則第26条により、医師から次の表1にある疾病の診断を受けた場合は、学校での流行の防止及び個人の疾病予防のために、出席を停止させることになっています。次にあげる感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、家庭でゆっくり休養するとともに、友人等との接触を避けてください。

この期間の欠席については特別欠席の扱いとなります。診断を受けた際は、学級担任に申し出てください。再登校の際には保護者記載による特別欠席届（別紙）を提出してください。提出されていない場合は、特別欠席にはなりません。特別欠席届は本校ホームページからダウンロードするか、学級担任に申し出て再登校時に受け取ってください。

**表1**

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

次の表2にある感染症については、地域及び校内の流行状況等を考慮の上、学校医の意見を聞き、出席停止にするかどうか判断します。診断を受けた場合は、学級担任又は養護教諭に申し出てください。ただし、ここにあげる感染症以外にも、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大防止のために出席停止とすることがあります。

**表2**

その他の感染症	溶連菌感染症
	ウイルス性肝炎
	手足口病
	伝染性紅斑
	ヘルパンギーナ
	マイコプラズマ肺炎
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）

